



# 大日倉庫安全ニュース

年末号

(発行日)

2015年12月5日

(発行元)

大日倉庫(株)

今年も早いもので残すところあと1カ月を切りました。

12月は、人も車も忙しく動き回る時期ですので、交通事故のリスクはもちろん、忘年会などの機会も多くなり飲酒運転のリスクも高まります。今回は、飲酒運転の罰則等についてまとめてみましたので参考にし下さい。



## ポイント1 飲酒運転には厳しい罰則が科せられます

### 【酒酔い運転】

刑事責任 5年以下の懲役又は100万以下の罰金(道路交通法117条の二1項)  
行政責任 違反点数35点・欠格期間3年の免許証取り消し



### 【酒気帯び運転】

刑事責任 3年以下の懲役又は50万以下の罰金(道路交通法第117条の二の二3号)  
行政責任 体内のアルコール量が呼気1Lにつき0.25mg以上の場合、違反点数25点  
欠格期間2年の免許証取り消し  
体内のアルコール量が呼気1Lにつき0.15mg以上0.25mg未満の場合、違反点数13点  
免許停止90日

## ポイント2 飲酒運転は周囲の方にも罰則があります

### 【車両提供者】

運転者が酒酔い運転した場合 5年以下の懲役又は100万以下の罰金  
運転者が酒気帯び運転した場合 3年以下の懲役又は50万以下の罰金

### 【酒類の提供者・車両同乗者】

運転者が酒酔い運転した場合 3年以下の懲役又は50万以下の罰金  
運転者が酒気帯び運転した場合 2年以下の懲役又は30万以下の罰金

## ポイント3 飲酒運転による事故の保険適用について

### 【加害者】

飲酒運転の様に被保険者に重大な過失がある場合、保険金支払いの対象外となる為、自身の怪我・車両の損害に対して、保険金の支払いはされません

### ○ 摘 | 発 | 事 | 例

飲酒後、約5時間仮眠した後に酒気帯び運転で摘発



2015年7月4日午前6時半ごろ、茨城県かすみがうら市の39歳の男性職員が車で帰宅途中で警察官に止められ、呼気検査で基準値を超えるアルコールが検知されたため酒気帯び運転の疑いで摘発されました。  
男性職員は、3日の夜から1人で土浦市内の飲食店でビールなどを約3時間飲んだ後、翌4日の午前1時ごろから自分のマイカーで仮眠を取り、マイカーを運転して自宅に帰る途中でした。

まさか酒を飲んだまま車を運転する人はいないと思いますが、少し仮眠をした後や、翌日まで前の晩の酒気が残ったままで運転し、飲酒運転になることがあります。「酒気残りの飲酒運転」にはくれぐれも気をつけてください。

また、飲酒運転をすると職を失ったりして、人生を棒に振ることが珍しくありません。飲酒運転は絶対にしないという強い意識を常に持つておきましょう



飲酒運転は重大な法令違反であり犯罪です！

飲んだら乗るなを心掛け、飲酒運転は絶対にしないで下さい！！